

平成 30 年

第 3 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成30年 第3回 <u>定例</u> 臨時委員会 議事録		
委員会 日程		会場
開会日時	平成30年2月26日 午前・ <u>後</u> 4時30分	佐渡市役所 畑野行政サービスセンター 4階 会議室
閉会日時	平成30年2月26日 午前・ <u>後</u> 5時39分	
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	
出席者	欠席委員	会議録署名委員
教育長 渡邊 尚人		中村 友子
1番委員 佐藤 辰夫		信田 恵子
2番委員 仲川 正道		
3番委員 中村 友子		
4番委員 信田 恵子		
議案説明のため出席した職員		
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治 総務係主任 佐藤 若菜 社会教育課 課長 越前 範行		
傍聴人	有 <u>無</u>	有の場合、別紙のとおり
報告の要旨	「議事の概要」のとおり	

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第 9 号 管理職教員の人事異動内申について 議案第 10 号 佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 11 号 佐渡市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 報告事項 1 学校の諸問題について 2 その他 <その他> 次回定例会の開催日等		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
議案第 10 号 佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について <div style="text-align: right;">(出席委員 4、可決 0、否決 4)</div> 議案第 11 号 佐渡市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について <div style="text-align: right;">(出席委員 4、可決 0、否決 4)</div>		
請願、陳情	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<p>・ 渡邊教育長</p>	<p>◎本定例教育委員会は、午後 4 時 30 分から開催した。</p>
<p>・ 委員全員 ・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまから平成 30 年第 3 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・ 初めに、日程第 1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、中村委員と信田委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。 ・ 日程第 2、議案第 9 号「管理職教員の人事異動内申について」を議題といたします。 ・ 議案第 9 号は、人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により、秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。
<p>・ 委員全員 ・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ それでは、議案第 9 号を秘密会とすることにいたします。 ・ 【秘密会】 ・ 【議案第 9 号 「管理職教員の人事異動内申について」は、原案どおり可決された。】
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ では次に、日程第 3、議案第 10 号「佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<p>・ 吉田学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 10 号及び第 11 号 佐渡市奨学金貸与条例及び貸与条例施行規則の一部を改正するものの制定でございますが、1 月の教育委員会会議において一旦提案をさせていただきましたが、否決となった議案について再度提出するものでございます。 ・ 提案理由について説明いたします。佐渡市奨学金貸与条例の一部の改正、この改正の背景につきましては、本条例について昨年 6 月の佐渡市議会において議決をいただいた際にお配りしてございます佐渡市議会の総務常任委員会の意見が付されております。意見のところをそのまま読みます。「議案第 70 号 佐渡市奨学金貸与条例の制定について。意見。この条例は、教育の機会均等を図り、有能な人材を育成するとともに、将来にわたる定住を促すことを目的としているが、奨学金の趣旨からすれば、世帯の状況によらず学習意欲のある子どもに教育を受けさせるということが大前提である。ゆえに、市税等を滞納していない世帯としている貸与の要件は撤廃すべきである。さらには、所得制限を明確に設定し、申請者全てを対象にすべきである。よって、市は施行規則及び運用方針において、これらの要件は確実に履行されることを強く求める。」という意見です。 ・ この意見については、昨年 12 月議会の総務常任委員会の中で、奨学金のその後についての審査がございまして、その際に奨学金の募集要項の中にまだこの市税の滞納条項があることからこれを削除すべきとの、議会からご指摘をいただきまして、議会と執行部との話し合いの中で、最終的にはこの条項について削除した上で提案をしたいということで 12 月議会の中で決着

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 佐藤委員 ・ 渡邊教育長 ・ 吉田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 佐藤委員 	<p>がついております。それに基づきまして、1月の定例教育委員会の中でこれを再度提案させていただきましたが、教育委員の皆様から、やはりこの納税要件というのは、佐渡市の条例の中には置いておくべきであると、その趣旨の一つには今の佐渡市の運用、誓約書の提出ということで十分担保できるだろうというご意見がございまして、一旦否決されましたが、この案件につきましては市長の政策ということで再度提案させていただきました。できることなら可決をいただいて、佐渡市議会の方に正式に条例改正をお願いしたいというものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あと、本日資料をお配りしておりますけれども、今現在の各20市の状況についての一覧表でございます。この中で、佐渡市を除きまして6市が納税要件がついていますが、この中で十日町市が今年、30年1月1日をもってこの納税要件を撤廃したということが確認されております。あと、佐渡市のもともと設定してあります、医療技術者の奨学金制度については、そもそも納税要件はないと。あと、納税要件については、奨学生の本人が佐渡市に帰ってきて、かつ、就業すれば全額免除ということの制度になっておりますけれども、その際については、当然それは本人の納税要件はそのまま生かされるものであって、今回あくまでもその世帯に属する、親並びに世帯員の納税要件の撤廃という内容です。 ・ それでは、質疑ございましたらお願いいたします。 ・ 佐藤委員 ・ これまでの条例によって貸与が行われてきていると思いますが、これまでこの条文のままで希望が申請があつたにもかかわらず受け入れられなかったという、申請が通らなかったという事例はありましたでしょうか。 ・ 学校教育課長 ・ 30年の奨学生の審査にあたりまして1件その事例がありました。これについてはこちらの運用上の誓約書をもって奨学生としての認定をいたしました。 ・ ほかにございますか。 ・ 佐藤委員 ・ それで安心しました。今手元に佐渡市奨学生募集要項、これは29年度のものでありますが、この冒頭に「佐渡市奨学金は、経済的な理由により就学が困難な学生に対して奨学金の貸与を行うことで教育の機会均等を図り、本市の発展に資する有能な人材を育成することを目的としています。」という文言に始まり、応募資格、そして配慮事項というふうに明記しています。今ほど奨学金貸与の目的は教育の機会均等、有能な人材の育成、将来にわたる永住、こういうご説明をいただきました。そういった中で、認められなかった人がいない、この配慮事項を見た場合に、まず市民の生活、それから教育の機会均等、そういったことを考えた場合に、全て配慮されていると私は受けとめています。そういった中で、国民としての義務の一つである納税の文
---	--

言を撤廃するということについて、やや何か大切なものを削除してしまう、こういったことについてはやや納得できないところがございます。環境が人をつくるということ、そして親の背中を見て子は育つ、地域の姿を見て将来の生き方を考える、これが子どもだと、若者だと思っています。そういった意味で、そういった一つの国民としての姿勢を表記している納税について、特にこれまでそういった文言によって不利益をこうむったという事例もないということでありますので、この言葉は大事に残しておいてほしい、こういうふうに考えます。

・ 渡邊教育長

・ ほかに質疑等ございますでしょうか。

・ 仲川委員

・ 仲川委員

・ 佐藤委員の意見に大賛成です。昨年の6月の定例教育委員会でもこの奨学金条例の大改定については反対をさせていただきました。あのときの経緯は皆さんご存じだと思いますけれども、我々教育委員の意見を聞くことなく専決をされてしまい、そしてそれが議会で議決をされてしまい、後戻りはできなくなってしまっていた。どうしようもありませんでした。ただし、その後私の方で反対意見は述べさせていただきました。

・ それから、今年になり、前回2月初めの委員会でも、今度は一部改正について議決を求めるということがありましたが、反対をさせていただきました。理由は、ほぼ佐藤委員と同様であります。

・ 前に戻って申し訳ないですが、今回の奨学金条例については子どもたちの意欲をはっきり判断することも、成績を判断することも、それから人物を判断することもできず、何も判断しないままお金だけを与えてしまうという状況であります。先ほどいただいた資料の中に成績要件の有無という項目がございますが、この中で成績だけではなくて推薦調書や学校の推薦書等の明記がございますが、それに丸のついている市町村が10市あります。佐渡は丸がついていません。つまり佐渡は甘いということがはっきりしている。そのほかに、納税についてまでカットしてしまうのか、しかも救済措置があるにもかかわらずカットしてしまうのか。私はこのことについては非常に納得できない。

・ 私も教育委員として、教育にかかわる有識者の一人として話をしますが、教育者としての我々が子どもたちを育てるときには、子どもたちに志を持ってもらおう、その志を実現すべく学校や教師は支援していこうと考えておりました。奨学金もこういう志を実現する支援の一つだと思っているし、大事なことだと思います。その志さえ測れないような奨学金であってはならないと思います。

・ もう一つつけ加えさせていただきますが、もしこの滞納の件について、これが不安であれば撤廃するのではなくて、滞納のこの項目についてもう一項起こせばいいと考えます。つまり救済措置の充実を図る方がよいと思います。例えば、議案第11号第2条の後に特例措置として、これを適用できない場合は別途審議すると、これで十分ではないか。そうすれば全て救えるは

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 中村委員 	<p>ずだ、子どもに意欲があれば。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほかに質疑ございますか。中村委員。 ・ 先ほどいただいた各市町村の貸与型の比較をしてみました。そうすると、佐渡はとてもほかの市町村に比べて金額が高額であります。ですが、成績要件もなく、納税措置も、納税のこともなくなってしまうと、ここはどうかかなというのが少し不安です。一応佐渡へ帰ってくれば返還免除にはなりますが、そうではない場合返還が発生します。最近一番ニュースで話題になっているのが、貸与型の奨学金を借りて返済できずに自己破産してしまうというケースが増加しているというのが非常に問題になってきています。その中で、一時的に救済をしても結果的に自己破産になってしまった場合に、例えば貸与した本人が死亡して、返還するのが保護者、連帯保証人若しくは保証人になったときに、もう高齢になっていて返済能力がないとなった場合、残された道が自己破産ってなってしまうと負の連鎖になってしまうのではないのかなということも考えられます。国民の3大義務の納税ということをお怠りしながらお金を借りる、このことについてもどうかかなと思う節があります。 ・ ですので納税に関してはこのままでいいのかな、仲川委員がおっしゃったように別でもう一つ設けて救済していくという方法もありなのではないかなと思います。なくしてしまうのはやはりよくないのではないかなと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 信田委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信田委員、お願いします。 ・ 私も佐藤委員、仲川委員、中村委員と同じ意見です。そして、今ほど仲川委員のおっしゃいました救済の処置というものがあるのなら、つけ加えることができるのなら、それも可能であると思います。一概に納税を、滞納していないという世帯というようなものを簡単に、安易に撤廃してしまうのはおかしいかなという思いがいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほかにございますか。今10号と11号が一緒になって審議をしていますが、採決もそのとおりでよろしいですか。ほかに質疑がなければ採決に移りますが、よろしいでしょうか。 ・ 質疑なし ・ では、質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。議案第10号及び第11号について原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 反対します。 ・ 全員反対ということで、よって佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について及び佐渡市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案を否決しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、次に移ります。 ・ 日程第5、報告事項1「学校の諸問題について」ですが、本事項は児童生徒の個人情報に関する内容を含みますので、佐渡市教育委員会会議規則第

<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 吉田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 	<p>7条の規定により、秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ それでは、報告事項1を秘密会とすることにいたします。 ・ 【秘密会】 ・ その他で委員の皆様から何かございますでしょうか。 ・ 発言なし ・ 報告事項はこれで終了とさせていただきます。 ・ 次に、日程第6、次回開催日についてです。 ・ 事務局の説明をお願いします。 ・ 3月定例の教育委員会は、3月26日、月曜日をお願いします。 ・ 【各教育委員の予定を聞いて調整し、3月26日に決定した。】 ・ 【臨時会は3月10日土曜日、朝9時から行うことで調整した。】 ・ 以上で平成30年第3回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後5時39分終了</p>
--	---